

○財務省告示第三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成三十一年一月二
十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七
条第一項、財政融資資金法（昭
和二十六年法律第百号）第九
条第二項、同条第四項、第九
条第五項、第三百三十七條第
一項及び第三百三十六條第
一項、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規
定の適用を受けるものとし、そ
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入札競争の
方法
入札競争

ロ

国債市場
特別参加
者・第I
非価格競争
争入札競争

六

イ

入札競争
価格競争
行額

であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者による発行（以下を定める市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

各申込みの範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を順次割り

円額面金額で一兆七千九億九千万

うち、特別会計に関する法律第四十六條第一項の規定に基づき發行した割引短期国債について

は、額面金額で一兆四千十億円、

資政法第七條第一項、財政資金法第九條第一項並びに特別

會計に關する法律第八十三條第一項、同條

第四項、第九條第一項、同條

第七條第一項の規程に基づき發行した政府短期証券に於いては、額面金額で二千九百九十九億九

十二		十										九		八		七		
償還期限		発行価格										振替単位		最低額面金		払込金額		
行争非者特国入価		札格競争										替		行争非者特国入価		行争非者特国入価		
札格競I加場行		札格競争										振		行争非者特国入札格競		行争非者特国入札格競		
限		行争非者特国入札格競										替		行争非者特国入札格競		行争非者特国入札格競		
た	平	八	額	四	額	平	す	額	の	振	五	三	二	一	面	た	条	特
だ	成	厘	面	厘	面	成	る	の	記	替	万	千	千	兆	金	割	第	別
し	三		金	以	金	三	。	整	載	法	円	九	六	七	額	引	一	会
、	十		額	上	額	十		数	又	の		百	百	千	で	短	項	計
償	二		の	の	の	一		倍	は	規		九	円	四	三	期	の	に
還	年		そ	れ	に	年		の	記	定		十		十	千	国	規	関
期	一		れ	ぞ	つ	一		金	録	に		七		億	九	債	定	す
が	月		ぞ	の	き	月		額	は	よ		億		二	百	に	に	る
銀	二		の	の	の	二		に	最	る		千		千	九	つ	基	法
行	十		の	の	の	十		よ	低	も		二		百	十	い	づ	律
休	日		の	の	の	一		る	額	の		十		三	て	は	き	第
業			の	の	の	日		も	面	と		二		十	は	は	発	四
日			の	の	の			の	金			十		七	、	行	行	十
に			の	の	の			と	簿			二		万	額	し	六	六

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
一 か 通 百 支 き
年 から 知 円 払 は
一 通 受 につ き 〃
月 知 を 百 〃 〃
二 受 〃 〃 〃 〃
十 け 〃 〃 〃 〃
一 た 〃 〃 〃 〃
日 者 〃 〃 〃 〃
者 〃 〃 〃 〃